

本号に掲載している情報に関して、今後、新型コロナウイルス感染症対策で延期・中止や内容を変更する場合があります。最新の情報に関しては市HP(右のQRコードからもアクセス可)をご覧ください。各担当課へお問い合わせください。



発行/国分寺市 編集/政策部市政戦略室 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 ☎(042)325-0111 FAX(042)325-1380
 市公式ホームページ(市HP)、市公式ツイッター、市公式フェイスブック、市モバイルサイトは、国分寺市 で検索 市長へのファクス☎(042)324-0906

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

特別定額給付金のご案内

給付対象者

基準日である4月27日時点で住民基本台帳に登録されている方

受け取りができる方

給付対象者が属する世帯の世帯主がまとめて申請・受け取り

給付金額

給付対象者お一人につき一律10万円

手続方法(下記のいずれか)

5月下旬に
送付予定

郵送による手続き

- 市から世帯主宛てに申請書などを郵送
- 書類に必要事項を記入し、次の書類を添付して市に郵送
 - 振込先口座の確認書類 ●本人確認書類

マイナンバーカードをお持ちの方限定

オンラインによる手続き

マイナポータルから振込先口座を入力
振込先口座の確認書類をアップロード

問い合わせ先
 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎(0120)95-0178
 音声ガイダンスに従い「4」を選択した後「1」を選択してください
 午前9時30分～午後6時30分(土・日曜日、祝日を除く)

郵送による受付開始から**3か月以内**に申請をしてください

特別な事由がある方

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により4月27日以前に今お住いの市区町村に住民票を移すことができない方は、申し出の手続きを行うことで、世帯主でなくても同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

詳しくは総務省の特別定額給付金に関するHPをご覧ください。

※手続きなどは今後変更になる可能性があります

よくある質問

Q. 収入による条件はありますか?
 A. ありません。給付対象者の要件を満たせば一律支給します。

Q. 給付金はどのように申請し、受け取るのですか?
 A. 申請は郵送またはオンラインによる手続となります。受け取りは本人名義の金融機関口座に振り込みます。
 ※金融機関口座がないなど、真にやむを得ない事情がある場合に限り窓口での給付を行うことがあります

給付金に関する手続きや制度に関する問い合わせ先
総務省コールセンター ☎(03)5638-5855
 午前9時～午後6時30分(土・日曜日、祝日を除く)

それ、給付金を装った詐欺ではありませんか?

新型コロナウイルス感染症の拡大に便乗した振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

- 市・都・国の職員がATMの操作をお願いすることは絶対にありません
- 給付金のために手数料などの振り込みを求めるとはなりません

少しでも「おかしい」「怪しい」と感じた場合は警察署へご相談ください。

小金井警察署☎(042)381-0110または警察相談専用電話#9110

市内の公共施設は原則6月15日(月)まで休業を延長します

出前&テイクアウトを行っている飲食店を紹介

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け売上が減少している市内飲食店や、3密を回避するため外食を控えている市民の皆さまを支援するため、出前&テイクアウトに対応している市内飲食店のリストを作成し、市のホームページ等で紹介します。

詳しくは、市HPまたは経済課(内351)

テイクアウトした料理を写真に撮ってSNSに投稿しましょう
 ハッシュタグは「#国分寺エール飯」で!!

外国人のみなさんへ For foreign residents 外国朋友们

新型コロナウイルスについて
 やさしい日本語や 外国語での お知らせを
 市の ホームページで 見ることができます。

Visit our website for multilingual information related to the novel coronavirus.

有关新冠病毒的消息(中文)请登录
 市的主页进行查询

